

令和6年度香川県立病院事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和6年度香川県立病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和6年度香川県立病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既定予定量)		(補正予定量)	(計)
(2) 年間患者数				
入 院	207,128 人	△	5,374 人	201,754 人
外 来	324,813 人	△	7,344 人	317,469 人
(3) 1日平均患者数				
入 院	567 人	△	14 人	553 人
外 来	1,337 人	△	31 人	1,306 人
(4) 主な建設改良事業				
病院整備事業	125,315 千円	△	3,233 千円	122,082 千円
医療器械整備事業	1,674,748 千円	△	254,525 千円	1,420,223 千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、病院事業費用中、特別損失(建物解体撤去費)271,720千円の財源に充てるため、企業債271,000千円を借り入れる。

(科 目)	(既定予定額)		(補正予定額)	(計)
	収		入	
第1款 病院事業収益	28,683,675 千円	△	430,944 千円	28,252,731 千円
第1項 医 業 収 益	24,453,355 千円	△	552,960 千円	23,900,395 千円
第2項 医 業 外 収 益	4,215,999 千円		130,274 千円	4,346,273 千円
第3項 特 別 利 益	14,321 千円	△	8,258 千円	6,063 千円

	支		出	
第1款 病院事業費用	30,911,380 千円		835,095 千円	31,746,475 千円
第1項 医業費用	29,580,307 千円		793,828 千円	30,374,135 千円
第2項 医業外費用	1,020,022 千円		53,392 千円	1,073,414 千円
第3項 特別損失	311,051 千円	△	12,125 千円	298,926 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条中「826,207千円」を「812,942千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)		(補正予定額)	(計)
	収		入	
第1款 資本的収入	2,605,795 千円	△	271,110 千円	2,334,685 千円
第1項 企業債	1,581,000 千円	△	179,000 千円	1,402,000 千円
第2項 出資金	158 千円		383 千円	541 千円
第3項 他会計からの長期借入金	74,415 千円	△	28,170 千円	46,245 千円
第4項 補助金	137,147 千円	△	50,972 千円	86,175 千円
第5項 負担金	813,075 千円	△	13,351 千円	799,724 千円
	支		出	
第1款 資本的支出	3,432,002 千円	△	284,375 千円	3,147,627 千円
第1項 建設改良費	1,800,063 千円	△	257,758 千円	1,542,305 千円
第2項 企業債償還金	1,577,742 千円	△	20,740 千円	1,557,002 千円
第3項 他会計からの長期借入金返還金	54,197 千円	△	5,962 千円	48,235 千円
第4項 国庫補助金返還金			85 千円	85 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
香川県立病院事業 医療施設整備 事業費	千円 125,000	千円 △ 4,000	千円 121,000	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債 額の全部又は一部を翌年度に繰り延 べて借入することができる。	5.0%以内	償還期限は、据置期間を含め30年 以内とし、その他は、融資機関の融 資条件による。ただし、県財政その 他の都合により繰り上げ償還し、又 は低利借換えすることができる。
香川県立病院事業 医療器械整備 事業費	1,456,000	△ 175,000	1,281,000	同上	同上	償還期限は、据置期間を含め10年 以内とし、その他は、融資機関の融 資条件による。ただし、県財政その 他の都合により繰り上げ償還し、又 は低利借換えすることができる。
香川県立病院事業 建物解体 事業費		271,000	271,000	同上	同上	同上

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条中「(1) 職員給与費14,900,361千円」を「(1) 職員給与費15,251,091千円」に改め、「(2) 交際費150千円」を「(2) 交際費100千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条中「へき地医療拠点病院運営費補助5,940千円」を「へき地医療拠点病院運営費補助5,831千円」に、「県立病院運営費補助31,758千円」を「県立病院運営費補助36,828千円」に、「新人看護職員研修事業補助1,912千円」を「新人看護職員研修事業補助1,285千円」に、「産科医等確保支援事業費補助1,340千円」を「産科医等確保支援事業費補助942千円」に、「救急患者退院コーディネーター事業費補助4,866千円」を「救急患者退院コーディネーター事業費補助5,326千円」に、「香川県ドクターヘリ運航事業費補助9,500千円」を「香川県ドクターヘリ運航事業費補助10,106千円」に、「防災訓練等参加支援事業補助346千円」を「防災訓練等参加支援事業補助534千円」に、「へき地医療拠点病院設備整備費補助111,594千円」を「へき地医療拠点病院設備整備費補助60,030千円」に改め、「香川県看護補助者処遇改善事業補助1,502千円」、「香川県食事療養提供体制確保事業補助2,867千円」、「勤務環境改善医師派遣等推進事業補助1,526千円」、「難病・小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業補助990千円」、「災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備費補助292千円」を加える。

(たな卸資産購入限度額の補正)

第8条 予算第10条中「8,600,000千円」を「9,300,000千円」に改める。